昭和55年
3月1日号
第170号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報 つなぎ

人口と世帯
2月1日現在

人口	6369	人
男	3045	人
女	3324	人
世帯	1703	世帯

春季全国火災予防運動
2月29日～3月13日
「これくらいと思う油断を火が狙う」

春先は、空気が乾燥し、年中で一番火災の発生しやすい時期です。

本県でも約四割近くで、本町では今年にはいって三件の火災が発生しています。特に原野に火入れをする場合は、風の向きなど注意しないと山火事になる場合があります。

二月二十九日から三月十三日までは、春季全国火災予防運動が展開されます。次の事項に留意し、火災を起こさないようにしましょう。

一、目的
この運動は、空気が非常に乾燥し、強風が吹くことの多い時期に当たり、火災予防思想の一層の高揚を図るとともに、火災による悲惨な焼死事故や、貴重な財産の損失を防止するために実施することを目的とする。

二、重点目標
(イ)家庭の防火対策
昭和五四年の火災による死者の発生傾向は、一般住宅、共同住宅等の建物火災によるものが多く、特に自力避難のできない幼児や一般的に体力的条件が悪く、身体不自由者等を中心とした焼死防止。
(ロ)屋外の防火対策
この時期は、特に空気が乾燥したり、風の強い日が多いことから、火遊び、たき火、喫煙、屋内裸火の使用に当たっては、火災防止の徹底を図る。
(ハ)事業所における防火対策
事業所などで従業員の防災教育の徹底と消火、通報、避難訓練等の実施を図る。

全国山火事予防運動

一、目的
この運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全に資することを目的とする。

二、実施期間
二月二十九日から三月六日まで

三、統一標語
『燃やすまい　みんなが来る山　歩く山』

四、実施事項
(イ)たき火をしたときは、跡始末を完全にすること。
(ロ)たばこの吸がらは必ず消すこと。
(ハ)車からたばこの吸がらを投げ捨てないこと。
(ニ)強風又は乾燥時及び枯れ草等のある危険場所では、マッチの使用やたき火はつとめて避けること。
(ホ)火入の許可を必ず受けること。

車輌火災予防運動

一、目的
この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を防止し、安全な輸送を確保することを目的とする。

二、実施期間
二月二十九日から三月六日まで
(七日間)

三、実施対象
(イ)すべての車両
(ロ)駅舎及びこれに附属する建物
(ハ)車両の通行の用に供するトンネル

四、重点実施事項
昨年発生した東名高速道路日本坂トンネルにおける車両火災事故にかんがみ、トンネル内における車両の火災事故防止を図るものである。
(イ)禁煙車両内における喫煙の防止と窓からのたばこの投げ捨ての防止
(ロ)危険物品の車両持込防止
(ハ)車両、駅舎及びトンネル内における初期消火、通報及び避難等
(ニ)車両の防火に関する点検整備
以上の点を充分守り、本町から一件の火災事故を出さないよう皆様方の御協力をお願いします。

ガス漏れ警報器

最近、全国各地でプロパンガスのガス漏れによる爆発事故が相次ぎ、悲惨な死傷者が出ていることは、既に新聞等によって御承知のことと思います。

このような事故を未然に防止するため、水俣芦北消防組合では、水俣芦北管内全戸を対象にガス漏れ警報器の取付けを推進することになりました。

本町では、消防団でガス漏れ警報器の取扱いを計画致しておりますが、機種及び金額等を町で充分検討し、決定次第消防団がお伺いしますので御協力方お願いします。

一一九番はあわてずに

確実に一一九番しましょう。そして、おちついて自分の場所を簡潔に、しかもはっきりいうこと。

一一九番に電話する例は非常に多く、しかも自分の所在地をはっきりいわないために消防車の到着が遅れることが多いといわれています。そこで電話したからといってアッという間に来るものではありません。最低数分間はかかります。

その間、イライラ、おろおろしてただ待つだけでなく、初期消火や避難など勇気ある行動につとめましょう。

もうすぐ完成！
―平国小学校―

平国小学校は、地区の中央にある丘の上、不知火海を見おろす風光明眉の地に間もなく完成します。

落成式（3月28日）を前に工事は、最後の仕上げが行なわれている。

消防点検
三月三十日(日曜)午前九時より

第一会場　町民広場（午前）
第二会場　町中河川敷（午後）

○規律審査等の観閲、ポンプ操法
日本消防協会長表彰、熊本県知事表彰、熊本県消防協会長表彰
町長表彰及び農協前広場より第二会場までパレードがあり、引き続き表彰がございます。
○町民多数の御声援をお願い致します。

受彰者

一、消防庁長官表彰
(イ)銀杯（消防歴二五年以上退職団員）
元第四分団　久村末喜
〃　前田末義
元第七分団　山本善吉
元平国婦人分団　野崎チズコ
〃　濱田トミ子
(ロ)銀杯（消防歴二五年以上退職団員）
元第二分団　古川秀喜
元第六分団　佐々木定
元第七分団　岡本安夫
〃　岡本善蔵
〃　松永　忠

二、日本消防協会長表彰
(イ)精績章
第六分団長　長濱一男
(ロ)功績章
副団長　山本道義
(ハ)勤続章
第六分団員　村上留義
三、熊本県知事表彰
(イ)水年勤続功労章
副団長　長濱実男
〃　山本道義
第六分団　長濱一男
第七分団　村上留義
(ロ)功績章
第二分団　山本重人
四、熊本県消防協会長表彰
(イ)感謝状
元第二分団　古川秀喜
元第六分団　佐々木定
元第七分団　岡本安夫
〃　岡本善蔵
(ロ)勤績章
第一分団　板崎正雄
〃　林田良明
〃　岩崎義義
第二分団　柳迫主計
〃　芦浦長敏
第三分団　本山勝三
寺川　悟
第四分団　永原友一
第六分団　松本芳武
平国婦人分団　村上国子
〃　濱田ツヂ子
(ハ)功績章
第四分団　川野又男
第六分団　福田增雄
平国婦人分団　濱田ミス子
五、町長表彰
(イ)感謝状（役場庁舎内火災報知器寄贈）
立尾防災有限会社
代表取締役　永田光男
六、町長表彰（消防歴二五年の団員）
第三分団　林田義男
〃　山下繁美
第四分団　谷口利之
第五分団　荒川隆光
〃　坂口富行
〃　豊崎　洋
第六分団　福山　保
第七分団　永松栄三
七、町長表彰（消防歴三〇年の団員）
団　長　川上大助
第六分団　村上留義
第七分団　本春増夫

覚せい剤を社会から追放しよう

三月の行事

二日　津奈木保育園ゆうぎ会
八～九日　青年団リーダー研修
十四日　庭石販売
十六日　青少年団野外活動
十八日　津奈木中学校卒業式
二十二日　幼稚園卒園式
二十三日　ファミリースポーツ（広島庫夫講師　九時半より）
二十五日　各小学校卒業式
二十六日　津南保育園卒園式
二十六日　津奈木保育園落成式
二十七日　津奈木保育園卒園式
二十八日　平国小学校落成式
三十日　消防点検

日の丸寄贈

内野出身で自衛隊におられました、山川　清さんは本年退職され、その記念に「重盤岩に日の丸を」と金一封を寄贈されました。早速新しい日の丸を掲揚致します。有難うございました。

献血ありがとう

去る二月十二日血液の助け合い運動を行いましたところ、次のとおり皆様の温い献血を頂き、誠にありがとうございました。

部落別献血者類

部落	男	女	計	部落	男	女	計
竹中	0	1	1	上下門	3	1	4
染竹	1	1	2	川内	3	2	5
浜崎	0	3	3	福浦	0	0	0
桜戸	3	6	9	平国上	0	2	2
町中	1	3	4	平国下	0	0	0
新川	1	2	3	日当	4	9	13
古川	3	5	8	日添	6	15	21
大泊	3	3	6	小津奈木	0	0	0
中尾	0	2	2	辻	0	0	0
古中尾	1	3	4	町外	2	1	3
倉谷	0	4	4	農協	5	3	8
内野	0	1	1	役場	23	2	25
				合計	59	69	128

献血の内訳をみますと、男性は二十七回目が最高に十回目以上が十一名、女性では、十回目を最高に五回目以上が十二名もおられました。又日添部落の様に多数の方方の献血を今後ともよろしくお願い致し、心からお礼申し上げます。

米輸血の相談は役場保健課へ

税務署

所得税の申告と納税は三月十五日まで

所得税の確定申告とは、一年間の所得とその税金を計算して申告し、納税する手続です。この期限は三月十五日ですが、もうお済みでしょうか。また申告のお済みでない方は、期限までに申告と納税を済ませましょう。

ところで、確定申告をする時には、医療費の領収書や生命保険料支払証明書などを添付したり提示することになっています。証明書などが必要な方は早めに準備し、申告の際にはお忘れにならないようお願いします。

また、納税の期限は、三月十五日までになっていますが、一度に納めることが困難なときは、期限までに半額以上を納めて残りは五月三十一日まで延ばすことができる「延納の方法」があります。このほか、所得税の便利な納税の方法として、「振替納税」の制度があります。この制度は、あらかじめ税務署と金融機関に依頼しておくと、銀行などの預金口座から振替によって納税することができますから、納税のための手数が少なくて済み、大変便利です。この機会に振替納税制度を利用されるようおすすめします。

申告しなければならない人が申告をしなかったり、誤った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税、延滞税なども納めなければならないことになりますので、忘れずに正しい申告をしてください。

確定申告書は、記載例などを参考にして、自分で記入して提出してください。なお、申告のことでお分かりにならないときは、絶務署や市町村の納税相談会場又は税理士会の無料納税相談会場で御相談を受けていますので御利用ください。

国民年金

来月から国民年金の保険料が改正されます

国民年金は、加入者が義をとったり、障害となったり、母子世帯になったときなどに年金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

このため、生活水準その他の諸事情に変動があったときには、年金額をみなおし、その実実改善を図ることとしています。

この改善によって、毎年七月に拠出年金、八月に福祉年金の年金額がそれぞれ引上げられます。

年金給付の財源は、加入者が納付した保険料の積立金と国が負担する国庫金でまかなわれています。そのため年金額が引きげられると、保険料の額の引上げも行われることになり、昭和五五年四月より定額保険料月額三七〇円付加(農)料四一七〇円に改正されます。

保険料納付のご相談など、くわしいことは、役場町民課または社会保険事務所へお問い合わせください。

交通安全

春休み中のこどもを交通事故から守ろう

こども達にとって一番楽しい春休み、そして嬉しい入学、入園の季節です。

そこで、お父さん、お母さん方にお願いします。こどもに道路での歩きかた、自転車の乗り方など正しい交通のしつけをしてください。話して聞かせるだけでなく、実際に道路で一緒に歩きながら、くりかえして教えてあげて下さい。特に新入学、入園をおもちのお母さんは通学、通園道路の危険な場所については、通行方法を、手をとって教えましょう。

◎ドライバーの皆さんへのお願い

春休み中の公園や、住宅街は、こども達を見たら「赤信号」と思って下さい。

特に裏通りや、道路幅のせまいところを通行するときには、こどもが、いきなりとびだしてきてもすぐ停止できるように最徐行を心がけてください。

こどものとびだしや、自転車の二人乗り、手放し運転などの悪ふざけ運転を見かけたら、みんなで〝交通安全の一声〟をかけてやりましょう。

〝魔の時間帯〟夕暮れ時

一日のうち、どの時間帯にいちばん多く死亡事故が発生するか、昭和五十二年を例にとると、年間死亡事故数八三一件のうち四分の一にあたる二〇九件が、午後四時から八時の間におきています。夕暮れから宵にかけての四時間は、運転者にとっても歩行者にとっても最も注意を要するときです。

薄暮時は、急に視界が悪くなるばかりか、買い物や家路を急ぐ人たちで道路は混雑をきわめます。

運転される方は、夕暮れ時には昼間よりスピードを控え目にしたり、人の動きにはとくさら気を配るなど、昼間とは違った配慮が必要でしょう。

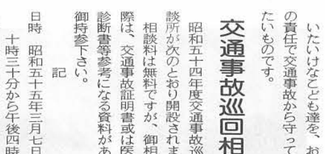

2月9日　津奈木太郎で起きた大型貨物の追突事故

〝蒸発現象〟にご注意

走行中、自分の車と対向車のライトが交錯して、道路の中央部分が一時的に見えなくなることがあります。これを〝蒸発現象〟といいますが、もしその中に歩行者がいたら……考えただけでもゾッとする話です。

この蒸発現象からもおわかりのように、ライトをつけていれば安全――とタカをくくるのは考えものです。とくに寒い時は黒っぽい服装が多いため〝蒸発現象〟も起こりやすいといえます。

ヘッドライトは早目につけよう

日が暮れかかるころから、真っ暗になるまでは若干の時間があります。そして、薄暮時は、刻々とやみに向かって時を刻んでいますから、わたしたちが感じるより実際は遅いことが多いものです。それで、ついついヘッドライトをつけるのが遅れがちになります。

「まだ明るいから大丈夫」と思う時が、実はヘッドライト点灯の時刻なのです。歩行者にも自動車の通行に気をつけてもらうことができるので、それだけ安全です。

ヘッドライトは早目につけましょう。

運転はマナーとゆとりとゆづり合い

運転者のご注意を!!

いたいなどとも達を、おとなの責任で交通事故から守ってやりたいものです。

交通事故巡回相談

昭和五十四年度交通事故巡回相談所が次のとおり開設されます。

相談料は無料ですが、御相談の際は、交通事故証明書は医師の診断書等参考になる資料があれば御持参下さい。

記

日時　昭和五十五年三月七日午前十時三十分から午後四時まで

場所　県芦北事務所福祉課

検察審査会

交通事故などで被害を受け、悩んでおられる方はいませんか

交通事故で被害を受けたのに加害者はなにも処罰をされなかった。

警察や検察庁では、調べはしたが、裁判にしてもらえず不起訴処分にしてしまった。加害者の過失は確かにあるのにどうしたらいいのか。どうも納得ができない!!

こんな不満をおもちの方はいませんか。あなたの知人の方でこんな不満を口にされている方をご存じありませんか?

こんな方は遠慮なく検察審査会に申立をして、その事件を調べなおしてもらいましょう。

検察審査会は交通事故に限らず詐欺、おどしなど総ての犯罪についても申立てがあれば、その不起訴処分が正しいかどうかを審査します。

申立ての費用は一切いらず、手続も簡単で、秘密はかたく守られます。もし、あなたまたはあなたの知人の方に、そんな悩みをおもちの方がおられましたら教えてやって下さい。

八代検察審査会は、八代市西松江城町一四一八代裁判所内（電話〇九六五三―四二一七五）にありますので、お気がるにご相談下さい。

消費生活

ご存知ですか消費生活苦情相談

ふだんの何気ない買い物や不愉快になったことはありませんか。そんなときはどうしますか。

県では、市町村との連繋による消費生活苦情処理体制の整備及び物価監視体制の強化を図るため消費生活苦情処理相談員を委嘱しています。本町では川内に住いの宮崎哲さん（電話3511）がそうで、商品又は役務の取引に伴う相談や物価動向等消費生活に関する調査、消費生活センターの協力で知識等の提供をしてくださいます。お気軽に御相談御協力を!!

又、調査にあたっては毎月町内各商店のかたがたの御協力を受けており、紙上をおかりしておれ申し上げます。

熊日芦北局

熊日芦北支局は、佐敷の国道三号線沿い（県芦北事務所前）に、しょうしゃな建物が完成し、二十六日落成式が行なわれました。

田尻支局長は「気概を新たに地域発展のため尽くしたい」と張りきっておられます。

電話　0966●8―2―2070

尚熊本善意銀行から「地元社会福祉」と明るい地域づくりのために」と毛布三十枚、ベンチ二基の寄贈がありました。毛布は寝たきり老人の方に、ベンチは新しく完成する町民グラウンド等へ設置する予定です。

期日変更

予防接種日の変更

三種混合・二種混合

「町報つなぎ」一月一日号で、三回目は、三月十五日～十五時まで中央公民館でとお知らせしてありましたが、都合により、三月十三日（時間・場所同じ）に変更しますのでお知らせします。

なお、当日は体温を計り母子手帳・印かんをお持ちの上、必らず保護者同伴でお越し下さい。

緑化運動

二月二十日から四月十五日まで春の緑化運動推進月間に定め、緑化運動の啓発、緑の羽根募金運動植樹祭等が計画されています。

緑化推進協議会芦北支部では、本年度の植樹場所として就業改善センターを選定され、センター周辺に植樹を計画されました。

町でもセンターや、運動公園の緑化に本格的により組み計画ですが、広く町民の御協力をお願い致します。

ご芳志お礼

部落	世帯主
古中尾	山本正美　豪純
古中尾	黒田玄吾　尚子
日当	上村繁喜　ヤメ
日当	高木武男　シモ
日添	宮島美信　作太郎

右の方から町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封ご寄付下さいました。この寄付金は御意志に添い、有効に利用させていただきますとともに、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。